

第2回 香川県広域水道企業団水道事業等審議会



東部浄水場 (高松市岡本町)

1日最大給水能力 102,100立方メートル
水源 香川用水(吉野川)
給水エリア 高松市、さぬき市、東かがわ市、綾川町、三木町

令和5年12月22日

 香川県広域水道企業団

目次

1. 「統一料金のあり方」検討に当たっての基本的な考え方（案）
2. 水道料金の概要
 - （1）料金体系等について
 - （2）企業団（事業体別）料金の現状
 - （3）高松事業体と他事業体との比較
- （参考） 令和5年度財政収支の見直し状況について

1. 「統一料金のあり方」検討に当たっての基本的な考え方（案）

水道料金に関する基本方針

- 令和9年度末までは旧水道事業体の料金体系を用い、令和10年度に水道料金を統一する。
- 水道料金の統一に当たっては、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本とする。

「統一料金のあり方」を検討するに当たっては、以下の点に留意する。

（1）水道事業が持続可能な施設整備を行う

⇒「安全・安心・安定（+基盤強化+災害対応）」を目指す。

（2）必要な料金水準の設定は、中長期的な視点も考慮して行う

⇒中長期の収支見通しを試算し、世代間の負担の公平性にも配慮する。

（3）法制度等を踏まえた料金設定を行う

⇒「資産維持費」などを含め、料金算定に係る法制度等を踏まえた料金設定とする。

2. 水道料金体系等について

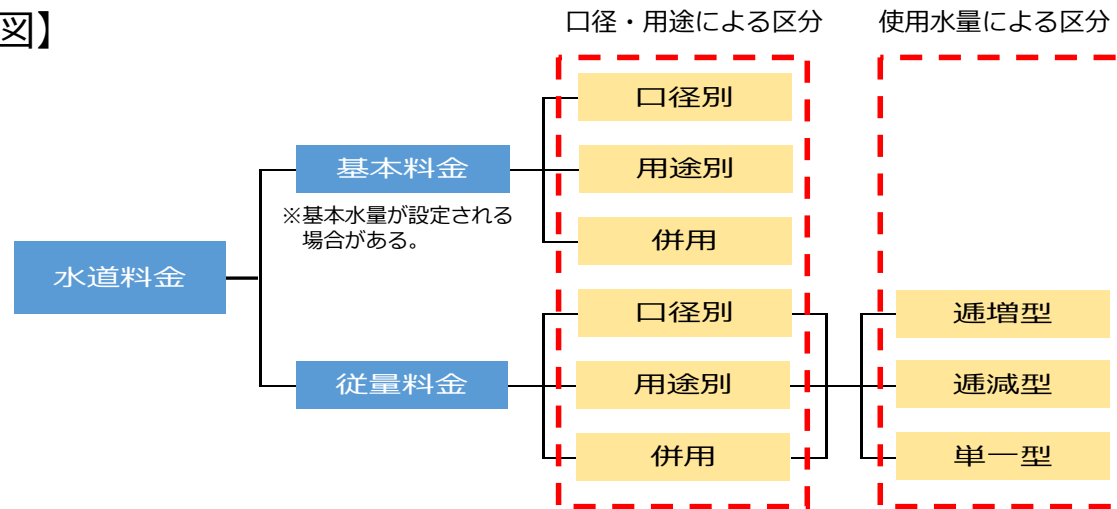
- 2.1 水道料金制度の概要
- 2.2 基本料金と従量料金
- 2.3 基本水量
- 2.4 料金体系（口径別、用途別）
- 2.5 従量料金
- 2.6 メーター使用料
- 2.7 割引・減免制度
- 2.8 加入金

2.1 水道料金制度の概要

料金制度の概要

- ・現在の水道料金は、「基本料金」と「従量料金」から構成される。（二部料金制）
※基本料金に「基本水量」を設定する場合がある。
- ・料金体系は、「口径別」、「用途別」又は「併用」に区分される
- ・従量料金は、「逓増型」、「逓減型」又は「単一型」に区分される

【料金制体系図】



2.2 基本料金と従量料金

《基本料金とは》

- ・ 使用水量とは関係なく負担していただく料金

→ 水道メーター設置費、検針及び水道料金収納等、使用水量にかかわらず必要となる経費。

- ・ 現在、ほぼ全ての事業者が基本料金を導入している。

《従量料金とは》

- ・ 使用水量に応じて負担していただく料金

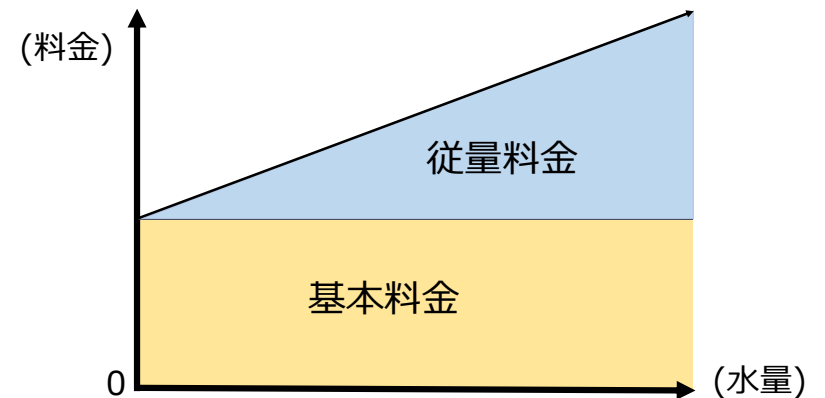
→ 薬品費や動力費など、配水量に応じて変動する経費。

- ・ 基本料金に関する全国の導入状況

区分	事業者数	割合
基本料金あり	1,302	99.8%
基本料金なし	2	0.2%
合計	1,304	100.0%

(※R3水道統計より)

- ・ 基本料金と従量料金



2.3 基本水量

《基本水量とは》

一定の水量までの水道料金を定額とすること。

《導入の背景》

公衆衛生向上の観点から、水道を普及させ清浄な水の使用を促すことを目的に導入された制度。

《基本水量の現状》

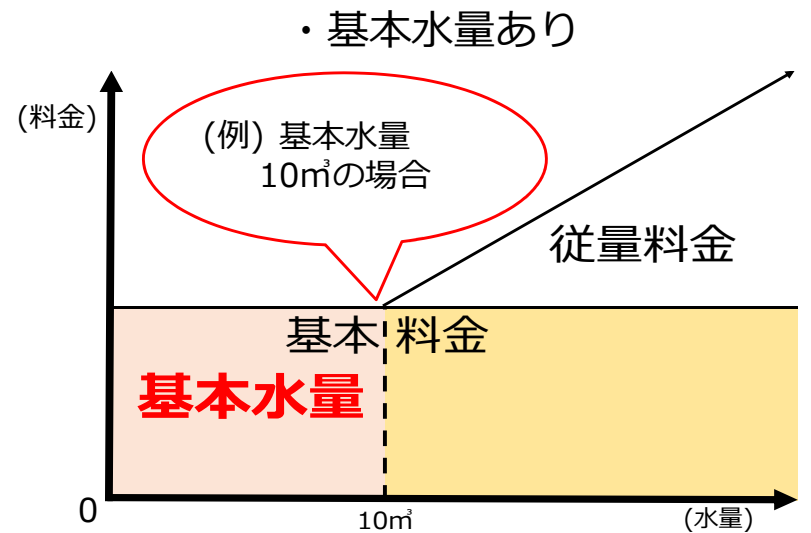
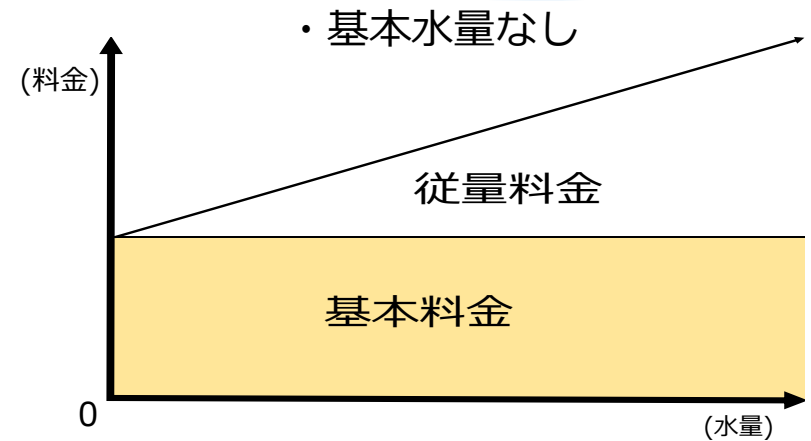
水道普及に伴い、公衆衛生向上という当初の役割を果たしている。

水道料金算定要領（日本水道協会）では、**基本水量を設定しない料金体系が原則**とされている。

《基本水量に関する全国の導入状況》

区分	事業体数	割合
基本水量あり	930	71.3%
基本水量なし	374	28.7%
合計	1,304	100.0%

(※R3水道統計より)



2.4 料金体系

- **口径別料金体系**とは、水道メーターの口径により料金を設定する方法
→ 口径ごとに必要となる費用に応じた料金を求めるため、**費用負担の公平性と料金体系の明確性**が確保できる。
- **用途別料金体系**とは、使用用途（家庭用、業務用等）により料金を設定する方法
→ 一般家庭用の用途区分を設定することで、生活水の低廉化が図れるが用途の区分が明確でなく、**客観性に欠ける**。
水道料金算定要領（日本水道協会）では、**緩やかに解消すること**とされている。
- **併用料金体系**とは、口径別と用途別を併用する方法。

《料金体系に関する現状》

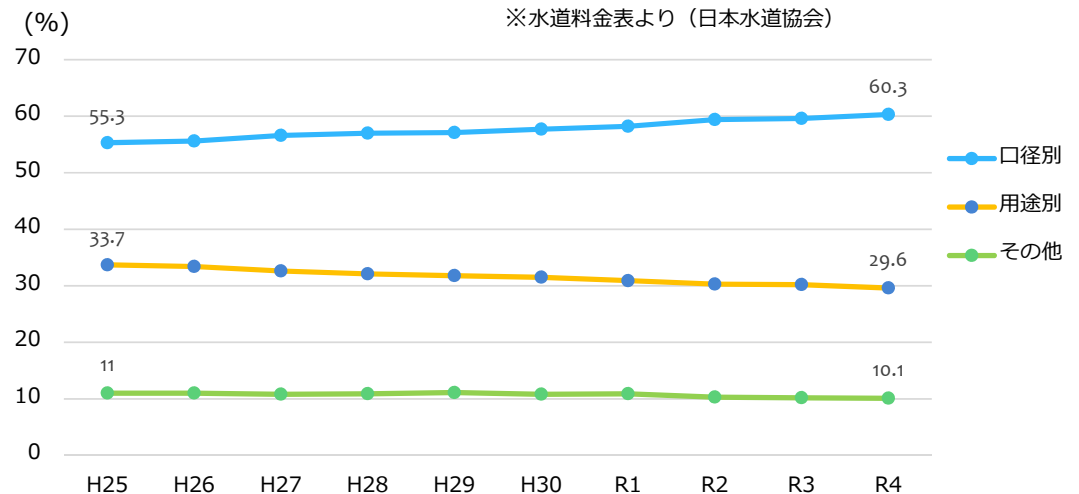
- 過去10年間の料金体系別の推移では、
口径別が5.0ポイント増加
用途別は4.1ポイント減少



口径別を採用する事業者が**増加**している。

料金体系別の導入推移

※水道料金表より（日本水道協会）



2.5 従量料金

《従量料金の仕組み》

- ・ **逡増型**とは、使用水量が多くなるほど、1 m³あたりの単価が**高**くなる。
- ・ **逡減型**とは、使用水量が多くなるほど、1 m³あたりの単価が**安**くなる。
- ・ **単一型**とは、使用水量の多寡にかかわらず、**単一**で単価を設定する

《従量料金の現状》

水道事業者の**約67%**が**逡増型**を採用。

《料金改定に伴う従量料金の設定見直しに係る全国状況》

逡増度が減少した事業者が65.1%、
逡増度が増加した事業者が29.5%、
逡増度が変わらなかった事業者が5.5%であった。

※なお、逡増度は、
「従量料金の最高単価÷1m³当たりの基本単価」で算定。

区分	事業者数	割合
逡増度減少	95	65.1%
逡増度増加	43	29.5%
逡増度変更なし	8	5.5%
合計	146	100%

集計対象：H23～R2で料金改定を実施した事業者の内、家事用を値上げした事業者（146事業者）
※水道統計情報を用いて改定前後を比較するため、最新の公表値R2から過去10年分を対象とした

2.6 メーター使用料

《メーター使用料とは》

水道メーターの購入費など、メーターに係る経費を大きさ（口径）に応じてお支払いいただく料金。

《メーター使用料に関する全国の状況》

メーター使用料がある事業体が25.2%、
使用料がない事業体が74.8%である。

・メーター使用料に関する全国の導入状況（※R3水道統計より）

区分	事業体数	割合
メーター使用料あり	329	25.2%
メーター使用料なし	975	74.8%
合計	1,304	100.0%

《料金改定に伴うメーター使用料の見直し》

メーター使用料があった事業体で、
維持した団体は16事業体、
廃止した事業体は3事業体であった。

・料金改定に伴うメーター使用料の見直しについて（※R3水道統計より）

区分	事業体数	割合
メーター使用料あり(改定あり)	3	2.1%
メーター使用料あり(改定なし)	13	8.9%
メーター使用料なし	127	87.0%
メーター使用料廃止	3	2.1%
合計	146	100%

集計対象：H23～R2で料金改定を実施した事業体の内、家事用を値上げした事業体（146事業体）
※水道統計情報を用いて改定前後を比較するため、最新の公表値R2から過去10年分を対象とした

2.7 減免制度など

《減免制度とは》

社会福祉施策の観点より、身体障がい者世帯や要介護者世帯などに対して、水道料金を減額する制度。

《水道事業における減免制度について》

地方公営企業である水道事業において、社会福祉施策による減免制度は、「独立採算制の原則」と「受益者負担の原則」になじまない例外的な制度。

《他事業体における減免制度等の導入状況》

福祉減免制度を導入している事業体は、4事業体。
口座割引制度を導入している事業体は、1事業体。

※中四国の給水人口5万人以上の事業体を対象に、福祉減免、
口座割引の導入状況を調査した。
(WEBの給水条例、給水条例施行規程を調査)

・福祉減免の導入状況

区分	事業体数	割合
福祉減免あり	4	12%
福祉減免なし	30	88%
合計	34	100.0%

・口座割引の導入状況

区分	事業体数	割合
口座割引あり	1	3%
口座割引なし	33	97%
合計	34	100.0%

2.8 加入金

《水道加入金とは》

新しく水道を利用する場合に、水道施設の整備に必要な費用の一部を負担していただく制度。

《水道加入金を設定する理由》

水道事業は、水道料金等の収入で経営していることから、新しく水道を利用する方が増えると、新たな水の需要に応えるため、水源の確保や水道施設の整備が必要になる。

この費用のすべてを水道料金だけで賄おうとすると、費用負担の不均衡が生じることから、**水道利用者間の負担の公平と水道料金の高額化の抑制**を図るため、水道施設の整備に必要な費用の一部を加入金として負担していただくもの。

《水道加入金の根拠規程》

水道法第 14 条第 1 項に規定されている「その他の供給条件」を法的根拠とする。

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

3. 企業団（事業体別）料金の現状

- 3.1 各事業体の水道料金体系
- 3.2 各事業体の水道料金（逓増度）
- 3.3 用途区分
- 3.4 割引・減免制度
- 3.5 加入金
- 3.6 まとめ

3.1 各事業体の水道料金体系

《料金体系の比較》

- **料金体系別**
口径別は**7**事業体、用途別は**7**事業体、併用は**2**事業体
- **メーター使用料**
設定ありは**3**事業体、設定なしは**13**事業体。
- **基本水量**
設定ありは**11**事業体、設定なしは**5**事業体。
- **従量料金**
逓増制は**11**事業体、単一制は**5**事業体。

《給水人口比》

- **料金体系別**
口径別は**77%**、用途別は**19%**、併用は**4%**
- **メーター使用料**
設定ありは**5%**、設定なしは**95%**。
- **基本水量**
設定ありは**34%**、設定なしは**66%**。
- **従量料金**
逓増制は**82%**、単一制は**18%**。

事業体	料金体系			メーター使用料(円)	基本料金(円)			従量料金(1mにつき)(円)						給水人口(人)
	口径別	用途別	併用		水量なし	水量あり		1~10	11~20	21~30	31~50	51~		
さぬき	○	—	—	—	500	—		1~10	11~20	21~30	31~50	51~		45,096
								130	150	180	200	215		
東かがわ	—	—	○	—	500	—		1~10	11~20	21~30	31~50	51~		26,557
								130	150	180	200	215		
土庄	—	—	○	168	—	0~8	—	9~15	16~30	31~				12,048
						1,380		228	312	372				
小豆島(※)	—	○	—	—	—	0~6	—	7~10	11~25	26~				12,929
						1,080		180	230	270				
高松	○	—	—	—	1,000	—		1~10	11~20	21~100	101~			408,532
								40	130	200	240			
三木	—	○	—	96	—	0~10	—	11~						25,967
						1,143		172						
綾川	—	○	—	—	—	0~10	—	11~40	41~100	101~				21,755
						1,800		200	210	240				
丸亀	○	—	—	—	900	—		1~10	11~20	21~30	31~50	51~100	101~	108,599
								20	150	185	200	210	220	
坂出	○	—	—	—	—	0~5	6~10	11~20	21~30	31~50	51~100	101~		49,045
						950	1,200	180	190	200	210	220		
善通寺	—	○	—	—	—	0~5	6~10	11~30	31~50	51~				30,160
						850	1,300	180	190	195				
宇多津	○	—	—	—	300	—		1~5	6~					18,444
								70	130					
琴平	—	○	—	139	—	0~5	—	6~						8,034
						715		210						
多度津	—	○	—	—	—	0~5	6~10	11~20	21~30	31~50	51~100	101~		21,337
						800	1,600	200	240	245	275	280		
まんのう	○	—	—	—	—	0~10	—	11~						15,788
						1,600		180						
観音寺	—	○	—	—	—	0~5	6~8	9~10	11~					54,960
						1,100	1,250	1,390	210					
三豊	○	—	—	—	—	0~5	6~10	11~						58,331
						1,050	1,750	210						

※小豆島の料金体系は4体系であるが、小豆島（一般）を比較対象とする。

3.2 各事業体の水道料金（逓増度）

・逓増度は従量料金の最高単価÷1m³当たりの基本単価で算定

BC	事業体	逓増度											
		口径13、一般用・家庭用等			口径20、一般用・家庭用等			口径25、一般用・家庭用等					
		①1m ³ 当たりの 基本単価 円	②従量料金の 最高単価 円	③逓増度 (②÷①)	①1m ³ 当たりの 基本単価 円	②従量料金の 最高単価 円	③逓増度 (②÷①)	①1m ³ 当たりの 基本単価 円	②従量料金の 最高単価 円	③逓増度 (②÷①)			
東讃	さぬき	180	215	1.19	220	215	0.98	260	215	0.83			
	東かがわ	180	215	1.19	220	215	0.98	260	215	0.83			
小豆	土庄	200	372	1.86	330	372	1.13	460	372	0.81			
	小豆島(一般)	180	270	1.50	180	270	1.50	180	270	1.50			
	小豆島(中山・当浜)	57	77	1.35	57	77	1.35	57	77	1.35			
	小豆島(福田)	150	220	1.47	150	220	1.47	150	220	1.47			
高松	小豆島(吉田)	100	100	1.00	100	100	1.00	100	100	1.00			
	高松	140	240	1.71	240	240	1.00	430	240	0.56			
	三木	124	172	1.39	143	172	1.20	157	172	1.09			
中讃	綾川	180	240	1.33	180	240	1.33	180	240	1.33			
	丸亀	110	220	2.00	110	220	2.00	155	220	1.42			
	坂出	120	220	1.83	120	220	1.83	120	220	1.83			
	善通寺	130	195	1.50	130	195	1.50	130	195	1.50			
	宇多津	130	130	1.00	185	130	0.70	245	130	0.53			
	琴平	190	210	1.10	200	210	1.05	204	210	1.03			
	多度津	160	280	1.75	160	280	1.75	160	280	1.75			
まんのう	160	180	1.13	170	180	1.06	180	200	1.11				
西讃	観音寺	139	210	1.51	139	210	1.51	139	210	1.51			
	三豊	175	210	1.20	195	210	1.08	210	210	1.00			
		単純平均			1.42	単純平均			1.29	単純平均			1.18

3.3 用途区分

《各事業体の用途区分一覧》

事業体	用途区分
さぬき	私設消火栓、臨時用
東かがわ	一般用、事業用、臨時用
土庄	家事用、営業用、団体用、工業用、湯屋用、工事又は臨時用、船舶用、私設消火栓
小豆島(一般)	家庭用、営業用、団体用、工業用、船舶用、工事及び臨時用
小豆島(中山・当浜)	家庭用、団体用、工事及び臨時用
小豆島(福田)	家庭用、営業用、団体用、工業用、船舶用、工事及び臨時用、私設消火栓演習用
小豆島(吉田)	家庭用（5人まで）、その他の用途
高松	一般用、湯屋用、特殊用
三木	家庭用、団体用、営業用、工業用、湯屋用、臨時用、私設消火栓演習用
綾川	一般用、臨時用、会場用
丸亀	一般用、臨時用、船舶用、私設消火栓用、公衆浴場用
坂出	一般用、公衆浴場用、臨時用、船舶用
善通寺	一般用、公衆浴場用、臨時用
宇多津	なし
琴平	家庭用、団体用、工業用、営業用、湯屋用、臨時用、共用栓
多度津	一般用、臨時給水装置
まんのう	一般用、公園用、共用栓、臨時用
観音寺	一般用、湯屋用、工業用、船舶用、臨時用、私設消火栓演習用
三豊	一般用、自治会場・墓地用、船舶用、工場用、臨時用

3.4 割引・減免制度

《口座割引制度》

- 高松及び小豆島事業体において、口座振替 1 回当たり 1 0 0 円（税込）を割引。
- R 4 年度実績 高松7,400万円 + 小豆島380万円 ≒ 7,800万円
- 企業団全体に適用した場合の割引額は約1億8,000万円となる。

《福祉減免制度》

- 小豆島事業体においてのみ適用
- 70歳以上かつ住民税非課税世帯・・・料金の1/2減免
- 要介護4又は5かつ住民税非課税世帯・・・料金の1/2減免
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者・・・超過料金の1/2減免
- 生活保護法の適用を受けた世帯・・・料金の1/2減免
- 公共墓地であって自治会又は共同で管理する墓地・・・料金の1/2減免
- R 4 年度実績 約5,000万円

3.5 加入金

《加入金料金表一覧》

事業体	メーター口径加入金 (円: 税抜)									
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
さぬき	58,300	175,900	254,600	390,700	638,800	1,018,500	2,546,200	5,092,500	—	—
東かがわ	30,000	60,000	120,000	200,000	400,000	800,000	1,500,000	1,800,000	2,400,000	—
土庄	36,000	90,000	150,000	200,000	440,000	740,000	1,800,000	—	—	—
小豆島	40,000	100,000	180,000	—	450,000	800,000	1,800,000	—	—	—
高松	60,000	180,000	300,000	—	780,000	1,620,000	4,440,000	9,060,000	25,020,000	—
三木	57,143	114,286	190,477	285,715	476,191	952,381	2,857,143	—	—	—
綾川	90,000	270,000	450,000	900,000	1,350,000	2,250,000	—	—	—	—
丸亀	40,000	80,000	120,000	—	400,000	600,000	1,600,000	3,000,000	5,000,000	9,800,000
坂出	50,000	100,000	150,000	270,000	550,000	900,000	2,500,000	5,000,000	—	—
善通寺	60,000	120,000	180,000	—	600,000	1,080,000	3,000,000	6,000,000	—	—
宇多津	50,000	100,000	150,000	—	500,000	750,000	2,000,000	4,000,000	—	—
琴平	60,000	100,000	130,000	—	300,000	550,000	—	—	—	—
多度津	40,000	80,000	120,000	—	300,000	550,000	—	—	—	—
まんのう	60,000	100,000	130,000	200,000	300,000	550,000	—	—	—	—
観音寺	50,000	100,000	150,000	275,000	500,000	900,000	2,500,000	5,000,000	—	—
三豊	60,000	120,000	180,000	240,000	480,000	700,000	1,500,000	3,000,000	—	—

※小豆島の料金体系は4体系であるが、小豆島（一般）を代表とする。

3.6 まとめ

項目	まとめ
料金体系別	県内における料金体系は、口径別と用途別で二分されるが、人口比では 口径別が用途別の4倍 を占める。
基本水量	基本水量を設定する事業者が多いが、人口比では、 設定しない事業者が設定する事業者の2倍 を占める。
メーター使用料	県内においては、 メーター使用料を設定しない事業者が大半 である。
逦増制、逦増度	県内においては、 逦増制を採用する事業者が大半 である。
用途区分	各事業者で用途区分が 大きく異なる 。
割引・減免制度	小豆島、高松事業者で割引・減免制度を採用している。
加入金	全ての事業者が加入金を設定している。

4. 高松事業体と他事業体との比較

- 4.1 高松事業体の料金体系
- 4.2 料金比較（一般用）
- 4.3 料金比較（事業用）
- 4.4 口径別水道料金の収益変化
- 4.5 用途区分の比較
- 4.6 加入金の比較
- 4.7 まとめ

4.1 高松事業体の料金体系

◆高松事業体（一般用）における料金（1か月につき）

事業体	料金表						逓増度（※）					
	口径 (mm)	メーター使用料(円)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	従量料金		10m ³ /月 当りの料金(円)	左の1m ³ 当りの基本単価(円)	従量料金の最高単価(円)	逓増度		
					水量区分(m ³)	単価(円)						
高松	13	0	0	1,000	1 m ³ ~ 10 m ³	40	1,400	140	240	1.71		
					11 m ³ ~ 20 m ³	130						
	20			2,000	21 m ³ ~ 100 m ³	200	2,400	240	240	1.00		
					101 m ³ ~	240						
	25			0	0	3,000	1 m ³ ~ 20 m ³	130	4,300	430	240	0.56
	40					7,600			8,900	890	240	0.27
	50					21 m ³ ~ 100 m ³	16,000	200	17,300	1,730	240	0.14
	75						34,000		35,300	3,530	240	0.07
100	62,000	63,300	6,330				240		0.04			
150	160,000	101 m ³ ~	240			161,300	16,130	240	0.01			

※逓増度は従量料金の最高単価÷1m³当たりの基本単価で算定

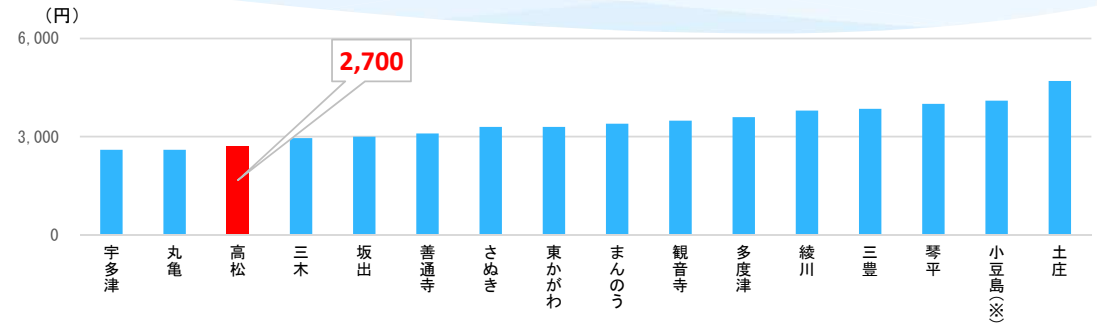
◆特徴

- ・用途を使用目的に関らず、一般用として扱う（湯屋用と特殊用は除く。）
- ・基本水量、メーター使用料はない。
- ・口径13mmと20mmにおいては、従量料金単価は40円であり、少量使用者へ配慮した料金体系である。
- ・口径13mmは、他の事業体に比べて逓増度が高い。

4.2 料金比較（口径13mm～25mm）①

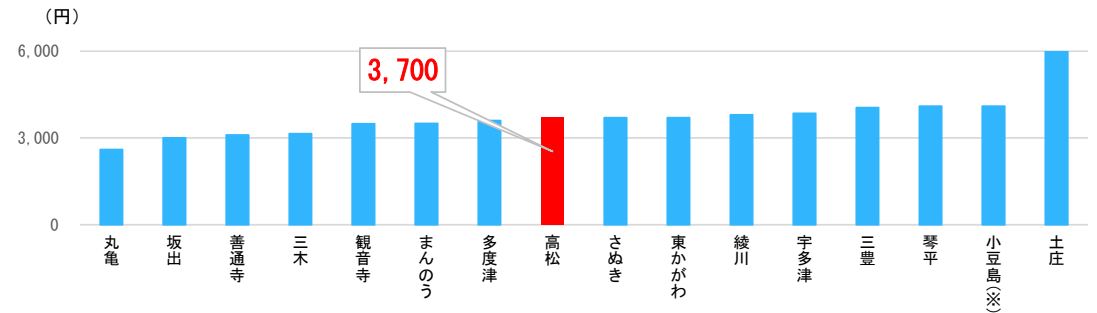
①口径13mmにおける料金比較（20m³/月）

現在よりも料金が高くなるのは2事業者、
料金が安くなるのは13事業者である。



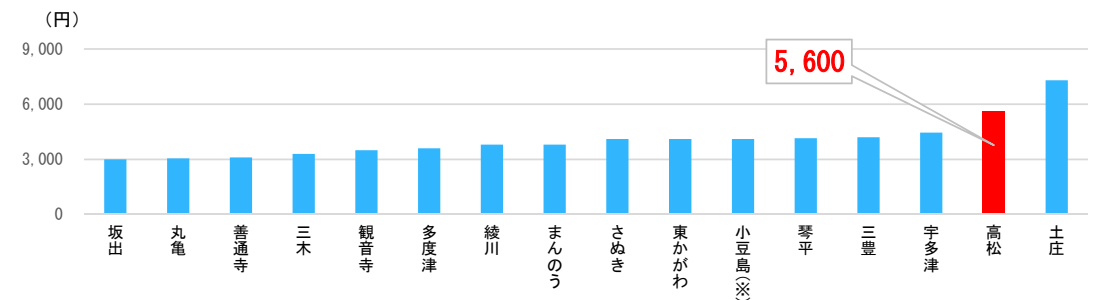
②口径20mmにおける料金比較（20m³/月）

現在よりも料金が高くなるのは7事業者、
料金が安くなるのは6事業者、
料金が同等となるのは2事業者である。



③口径25mmにおける料金比較（20m³/月）

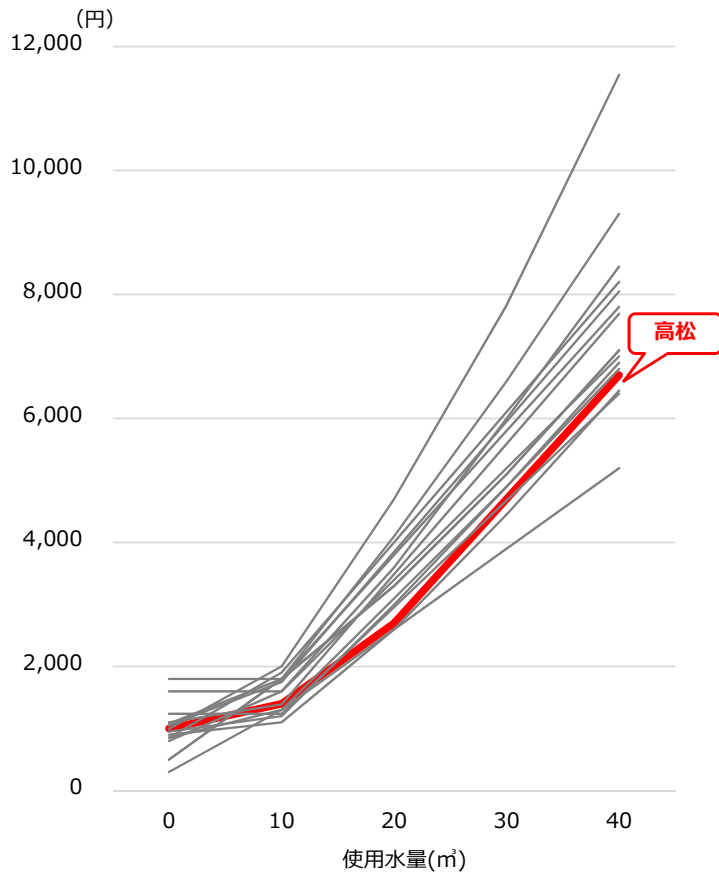
現在よりも料金が高くなるのは14事業者、
料金が安くなるのは1事業者である。



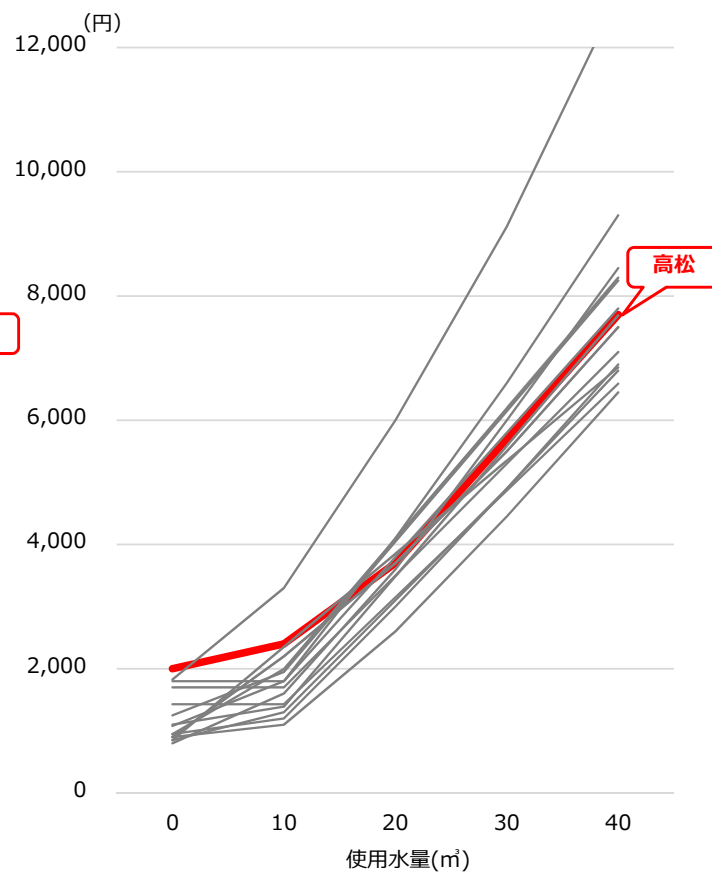
※小豆島の料金体系は4体系であるが、小豆島（一般）を比較対象とする。

4.2 料金比較 (口径13mm~25mm) ②

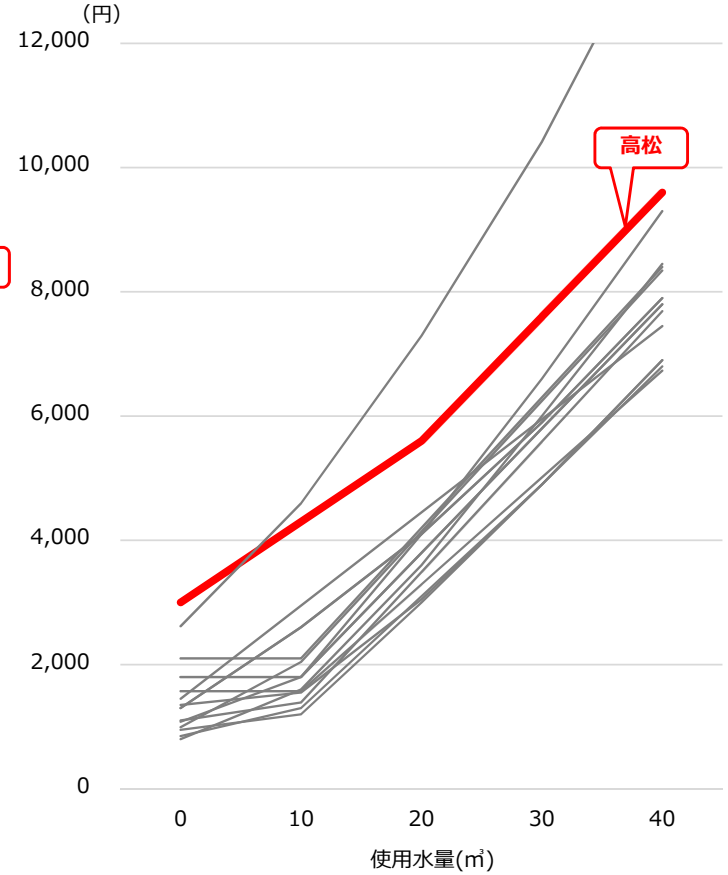
①口径13mm



②口径20mm



③口径25mm



4.3 料金比較（口径40mm～75mm）①

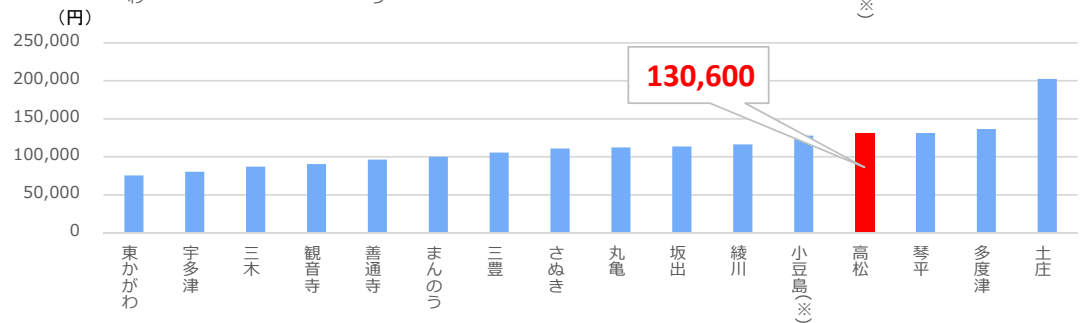
①口径40mmにおける料金比較（500m³/月）

現在よりも料金が高くなるのは11事業者、
料金が安くなるのは4事業者である。



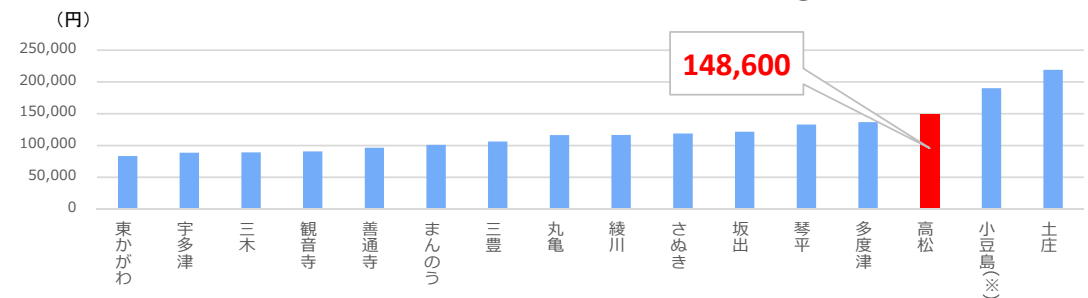
②口径50mmにおける料金比較（500m³/月）

現在よりも料金が高くなるのは12事業者、
料金が安くなるのは3事業者である。



③口径75mmにおける料金比較（500m³/月）

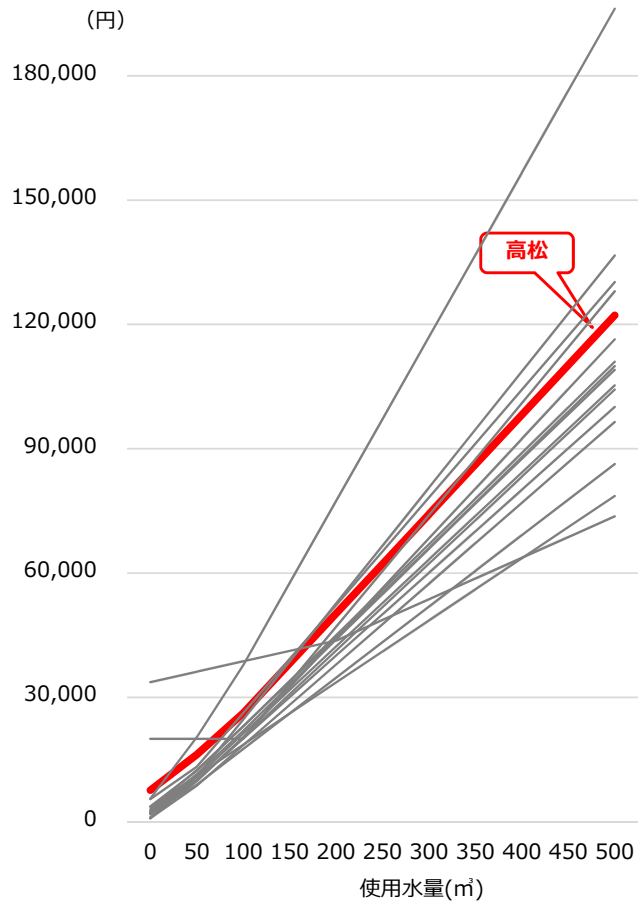
現在よりも料金が高くなるのは13事業者、
料金が安くなるのは2事業者である。



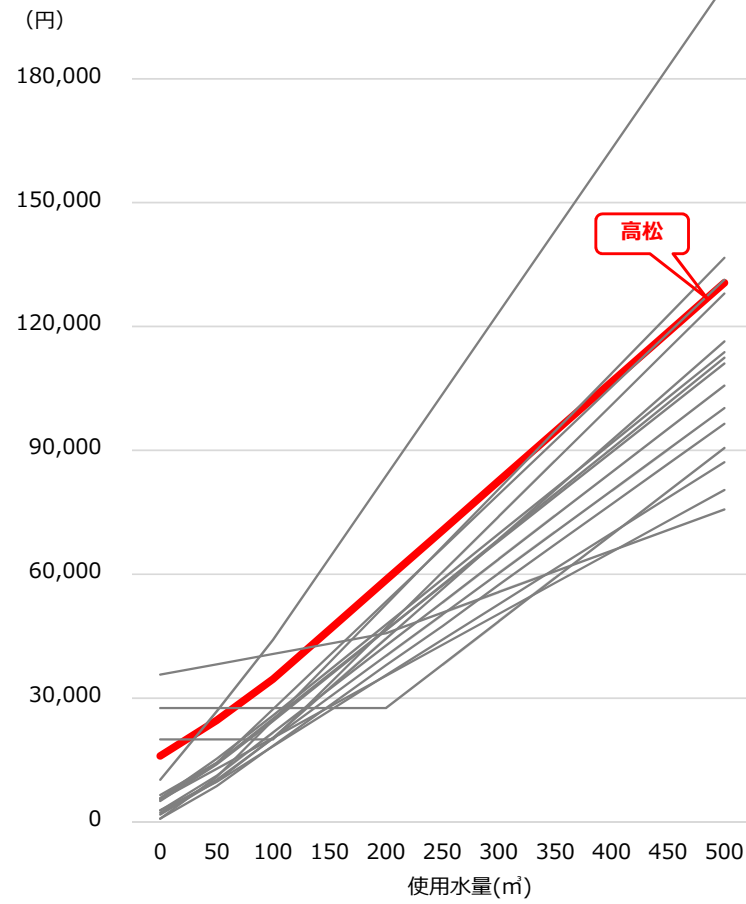
※小豆島の料金体系は4体系であるが、小豆島（一般）を比較対象とする。

4.3 料金比較 (口径40mm~75mm) ②

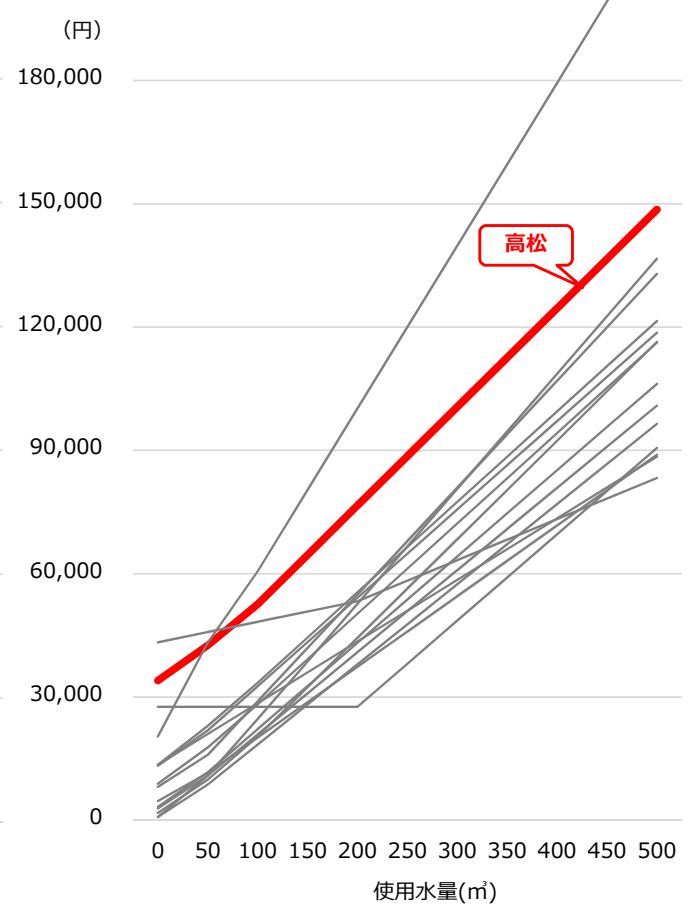
①口径40mm



②口径50mm



③口径75mm



4.4 口径別水道料金の収益変化

◆各事業体の料金を高松事業体の料金に置換（令和4年度実績に基づく）

・口径13mmの場合

(千円)

事業体	さぬき	東かがわ	土庄	小豆島(※)	三木	綾川	丸亀	坂出	普通寺	宇多津	琴平	多度津	まんのう	観音寺	三豊
現行料金	691,219	410,552	236,535	247,801	350,808	411,862	1,314,384	637,803	405,631	176,996	116,869	357,653	263,017	901,020	1,108,837
置換後	631,974	385,532	184,147	194,671	348,598	320,785	1,422,947	629,089	398,023	220,483	92,435	293,311	227,892	780,567	893,027
増減額	△ 59,245	△ 25,020	△ 52,388	△ 53,130	△ 2,210	△ 91,077	108,563	△ 8,714	△ 7,608	43,487	△ 24,434	△ 64,342	△ 35,125	△ 120,453	△ 215,810

・口径20mmの場合

(千円)

事業体	さぬき	東かがわ	土庄	小豆島(※)	三木	綾川	丸亀	坂出	普通寺	宇多津	琴平	多度津	まんのう	観音寺	三豊
現行料金	41,608	57,669	26,230	12,009	11,644	11,232	143,522	79,458	30,736	9,793	25,252	16,022	22,936	73,283	65,623
置換後	45,282	65,814	18,611	12,470	14,331	11,464	219,097	103,199	40,125	12,397	25,271	16,718	27,393	83,764	69,002
増減額	3,674	8,145	△ 7,619	461	2,687	232	75,575	23,741	9,389	2,604	19	696	4,457	10,481	3,379

・口径40mmの場合

(千円)

事業体	さぬき	東かがわ	土庄	小豆島(※)	三木	綾川	丸亀	坂出	普通寺	宇多津	琴平	多度津	まんのう	観音寺	三豊
現行料金	57,599	34,433	28,562	46,781	16,560	37,842	159,797	99,609	31,172	24,768	24,788	35,441	18,670	73,207	106,574
置換後	66,198	45,035	24,165	46,807	24,019	41,302	186,864	113,701	43,933	38,637	25,703	35,646	23,403	94,829	127,249
増減額	8,599	10,602	△ 4,397	26	7,459	3,460	27,067	14,092	12,761	13,869	915	205	4,733	21,622	20,675

・口径50mmの場合

(千円)

事業体	さぬき	東かがわ	土庄	小豆島(※)	三木	綾川	丸亀	坂出	普通寺	宇多津	琴平	多度津	まんのう	観音寺	三豊
現行料金	72,433	61,208	59,234	67,668	15,898	33,394	131,017	89,001	17,652	23,011	52,454	69,868	14,302	70,380	83,808
置換後	86,169	85,193	50,923	70,111	23,889	37,778	157,201	104,446	27,993	38,392	50,935	69,064	20,151	96,280	106,953
増減額	13,736	23,985	△ 8,311	2,443	7,991	4,384	26,184	15,445	10,341	15,381	△ 1,519	△ 804	5,849	25,900	23,145

(※) 小豆島の料金体系は4体系であるが、4体系の合計を計上する。

4.5 用途区分の比較

《高松事業体の用途区分》

用途	説明
一般用	湯屋用及び特殊用以外に使用するもの。
湯屋用	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で香川県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するもの。
特殊用	建設工事、列車、船舶、噴水その他臨時的に使用するもの。

《特徴》

- ・家庭用や事業用と利用目的で区別せず、全て一般用として扱う（湯屋用、特殊用は除く。）
- ・公共の福祉（健康増進など）を目的とし、湯屋用を設定している。

《他の事業体との用途区分の比較》

- ・高松事業体と比べ、細かく分類する事業体がある。
例) 土庄町（家事用、営業用、団体用、工業用、湯屋用、工事又は臨時用、船舶用、私設消火栓演習用）
- ・湯屋用を設けていない事業体がある。
設けている = 8事業体、設けていない = 8事業体
- ・独自の用途区分を設けている事業体がある。
例) 会場用（綾川町）

4.6 加入金の比較

《加入金の比較（高松料金との差額）》

上段：現行
下段：高松料金との差額

事業者	メーター口径加入金（円：税抜）									
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
高松	60,000	180,000	300,000	—	780,000	1,620,000	4,440,000	9,060,000	25,020,000	—
さぬき	58,300	175,900	254,600	390,700	638,800	1,018,500	2,546,200	5,092,500	—	—
	△ 1,700	△ 4,100	△ 45,400	390,700	△ 141,200	△ 601,500	△ 1,893,800	△ 3,967,500	—	—
東かがわ	30,000	60,000	120,000	200,000	400,000	800,000	1,500,000	1,800,000	2,400,000	—
	△ 30,000	△ 120,000	△ 180,000	200,000	△ 380,000	△ 820,000	△ 2,940,000	△ 7,260,000	△ 22,620,000	—
土庄	36,000	90,000	150,000	200,000	440,000	740,000	1,800,000	—	—	—
	△ 24,000	△ 90,000	△ 150,000	200,000	△ 340,000	△ 880,000	△ 2,640,000	—	—	—
小豆島	40,000	100,000	180,000	—	450,000	800,000	1,800,000	—	—	—
	△ 20,000	△ 80,000	△ 120,000	—	△ 330,000	△ 820,000	△ 2,640,000	—	—	—
三木	57,143	114,286	190,477	285,715	476,191	952,381	2,857,143	—	—	—
	△ 2,857	△ 65,714	△ 109,523	285,715	△ 303,809	△ 667,619	△ 1,582,857	—	—	—
綾川	90,000	270,000	450,000	900,000	1,350,000	2,250,000	—	—	—	—
	30,000	90,000	150,000	900,000	570,000	630,000	—	—	—	—
丸亀	40,000	80,000	120,000	—	400,000	600,000	1,600,000	3,000,000	5,000,000	9,800,000
	△ 20,000	△ 100,000	△ 180,000	—	△ 380,000	△ 1,020,000	△ 2,840,000	△ 6,060,000	△ 20,020,000	9,800,000
坂出	50,000	100,000	150,000	270,000	550,000	900,000	2,500,000	5,000,000	—	—
	△ 10,000	△ 80,000	△ 150,000	270,000	△ 230,000	△ 720,000	△ 1,940,000	△ 4,060,000	—	—
普通寺	60,000	120,000	180,000	—	600,000	1,080,000	3,000,000	6,000,000	—	—
	0	△ 60,000	△ 120,000	—	△ 180,000	△ 540,000	△ 1,440,000	△ 3,060,000	—	—
宇多津	50,000	100,000	150,000	—	500,000	750,000	2,000,000	4,000,000	—	—
	△ 10,000	△ 80,000	△ 150,000	—	△ 280,000	△ 870,000	△ 2,440,000	△ 5,060,000	—	—
琴平	60,000	100,000	130,000	—	300,000	550,000	—	—	—	—
	0	△ 80,000	△ 170,000	—	△ 480,000	△ 1,070,000	—	—	—	—
多度津	40,000	80,000	120,000	—	300,000	550,000	—	—	—	—
	△ 20,000	△ 100,000	△ 180,000	—	△ 480,000	△ 1,070,000	—	—	—	—
まんのう	60,000	100,000	130,000	200,000	300,000	550,000	—	—	—	—
	0	△ 80,000	△ 170,000	200,000	△ 480,000	△ 1,070,000	—	—	—	—
観音寺	50,000	100,000	150,000	275,000	500,000	900,000	2,500,000	5,000,000	—	—
	△ 10,000	△ 80,000	△ 150,000	275,000	△ 280,000	△ 720,000	△ 1,940,000	△ 4,060,000	—	—
三豊	60,000	120,000	180,000	240,000	480,000	700,000	1,500,000	3,000,000	—	—
	0	△ 60,000	△ 120,000	240,000	△ 300,000	△ 920,000	△ 2,940,000	△ 6,060,000	—	—

※小豆島の料金体系は4体系であるが、小豆島（一般）を代表とする。

加入金の最大、平均、最小額（円：税抜）

	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
最大値	90,000	270,000	450,000	900,000	1,350,000
平均値	52,590	118,137	184,692	329,046	529,062
最小値	30,000	60,000	120,000	200,000	300,000

	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
最大値	2,250,000	4,440,000	9,060,000	25,020,000	9,800,000
平均値	890,052	2,226,411	4,661,389	10,806,667	9,800,000
最小値	550,000	1,500,000	1,800,000	2,400,000	9,800,000

◆高松料金について

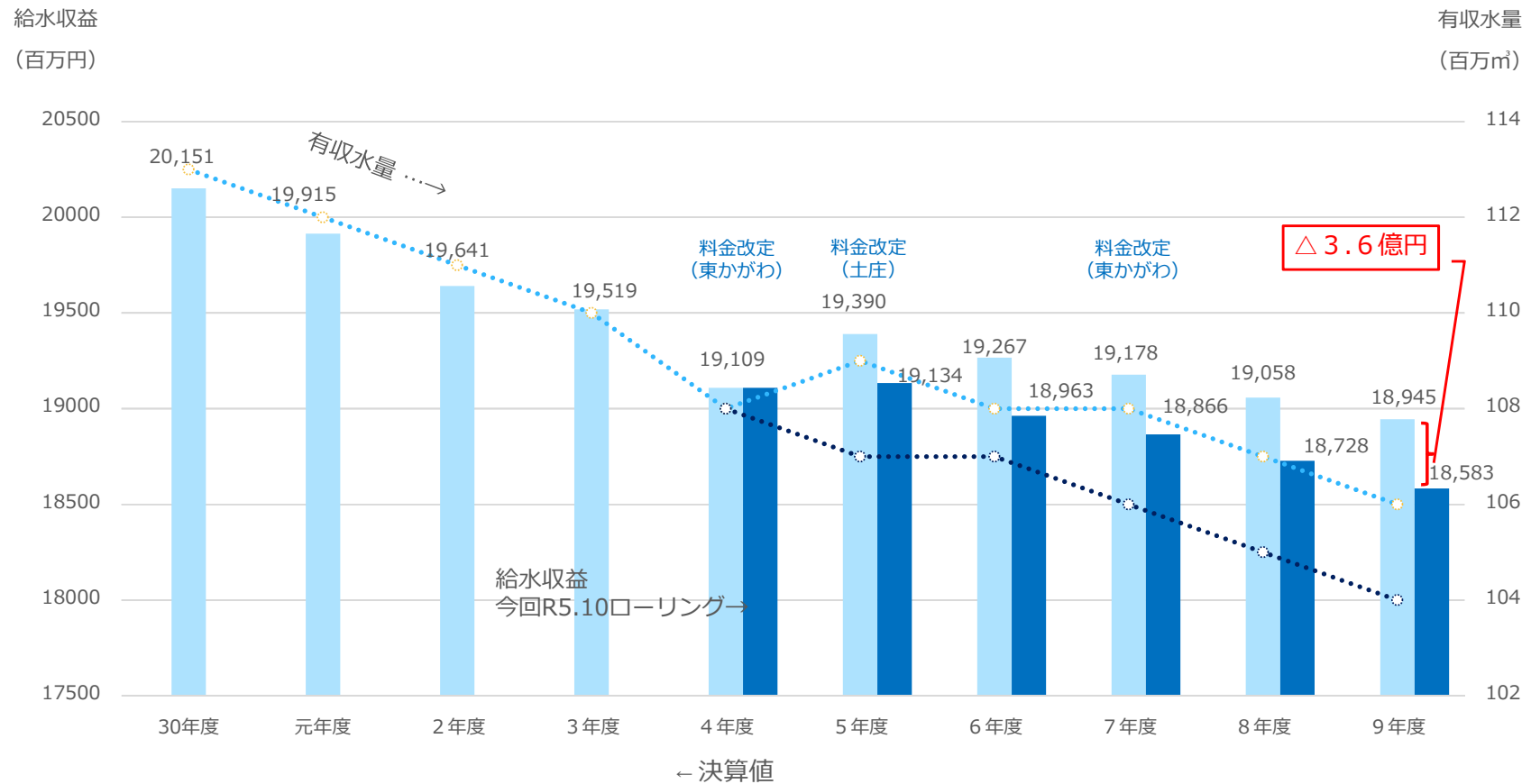
- ・他の事業者に比べ、加入金が高めである。
- ・口径75mm以上では、高松料金が最大額となる。（※口径200mmを除く。）

4.7 まとめ

項目	まとめ
料金比較	高松事業体は口径13mm、20mmの従量料金単価を安く設定した 少量使用者に配慮した料金体系 である。口径13mmにおいては他の事業体と比べて料金が安くなるが、口径20mm以上になると他事業体と比べ、基本料金や従量料金単価が高くなり、料金が高くなる。
口径別水道料金の収益変化	口径13mmでは大半の事業体が減収となるが、口径20mm以上になると大半の事業体が増収となる。（高松事業体が少量使用者へ配慮した料金体系であるため。）
用途区分の比較	湯屋用を設けている事業体は、全体のうち8事業体である。 用途を細かく分類する事業体が多く、また独自の用途区分を設けている事業体がある。
加入金の比較	高松事業体の加入金は、他の事業体と比べて高い。

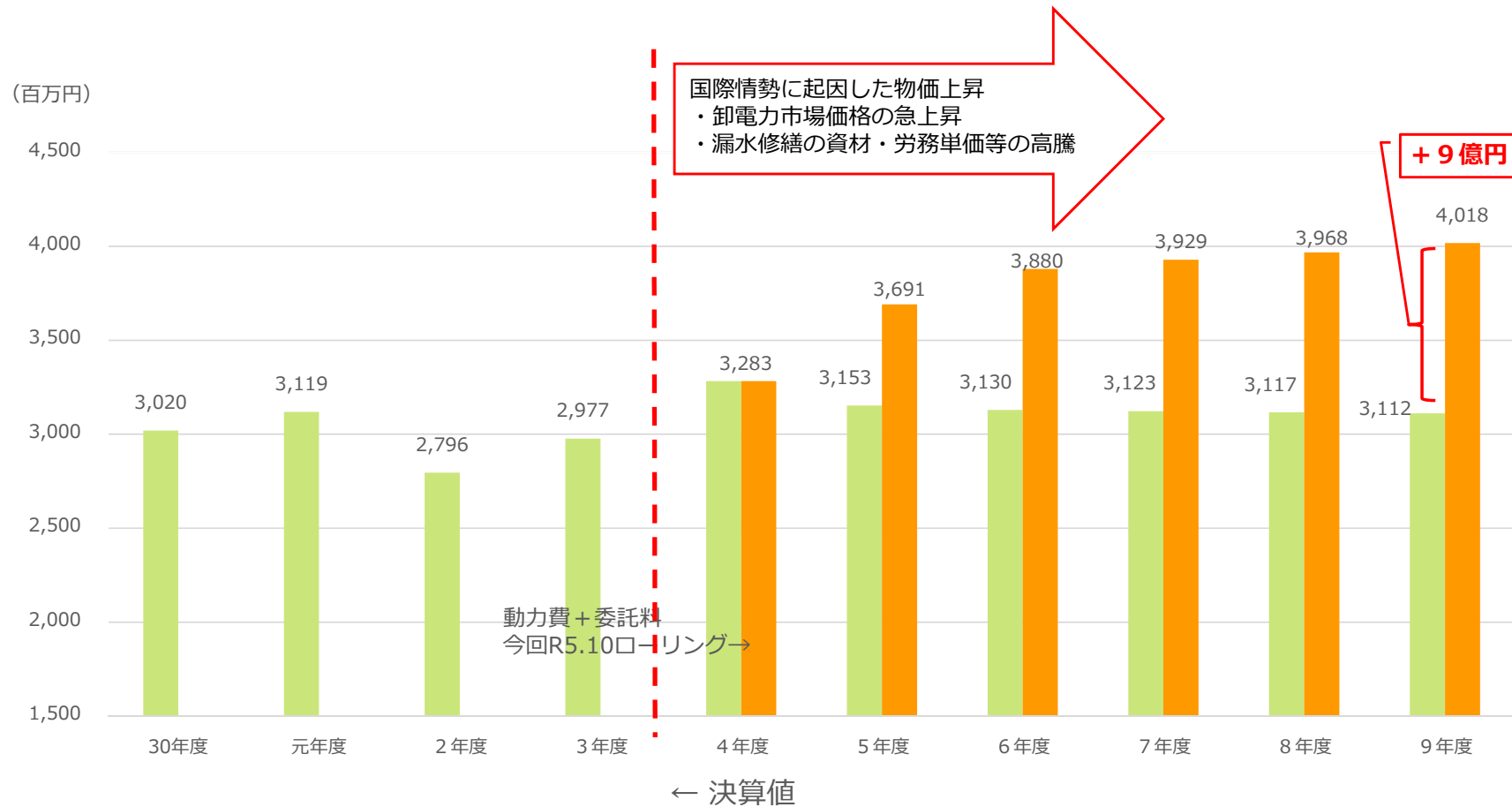
(参考) 令和5年度財政収支の見直し状況について①

給水収益の推移と見通し



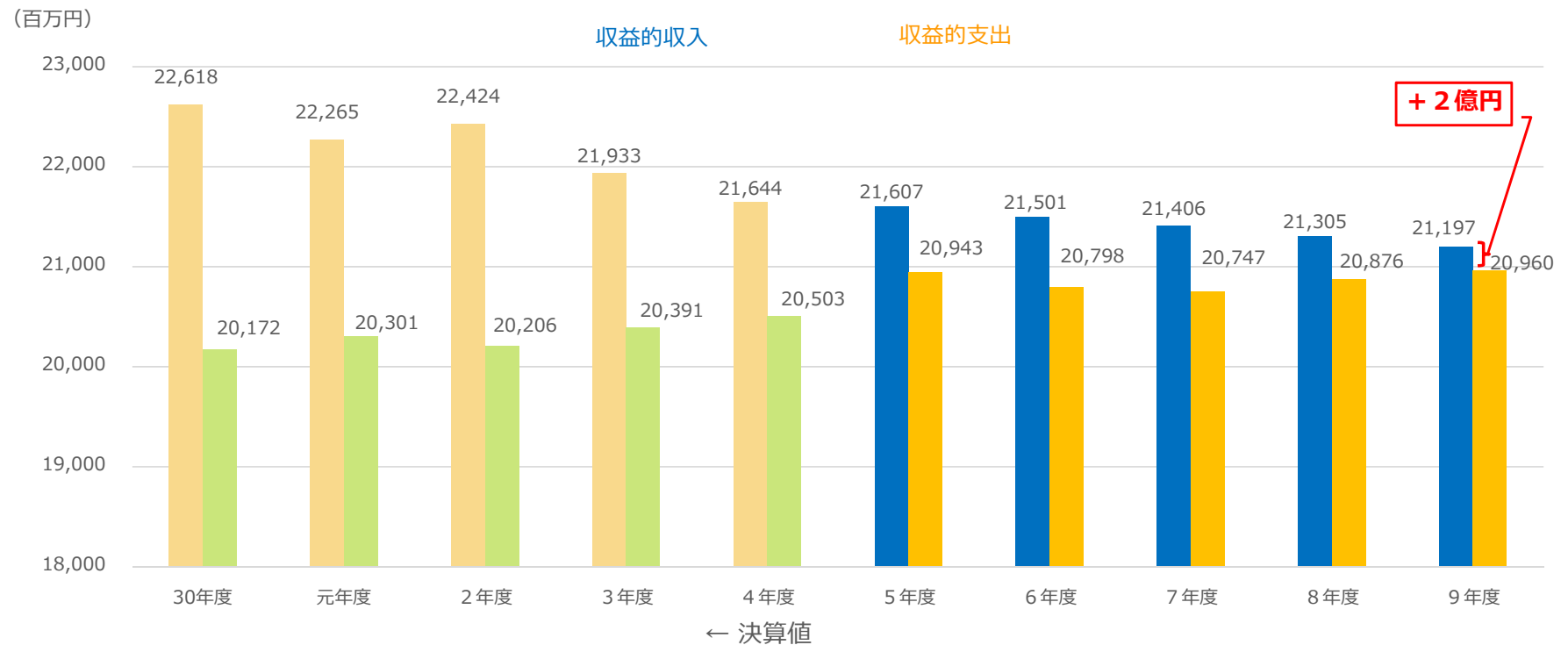
(参考) 令和5年度財政収支の見直し状況について②

動力費及び委託料の推移と見直し



(参考) 令和5年度財政収支の見直し状況について③

収益的収支全体 (R4.1 1ローリング)

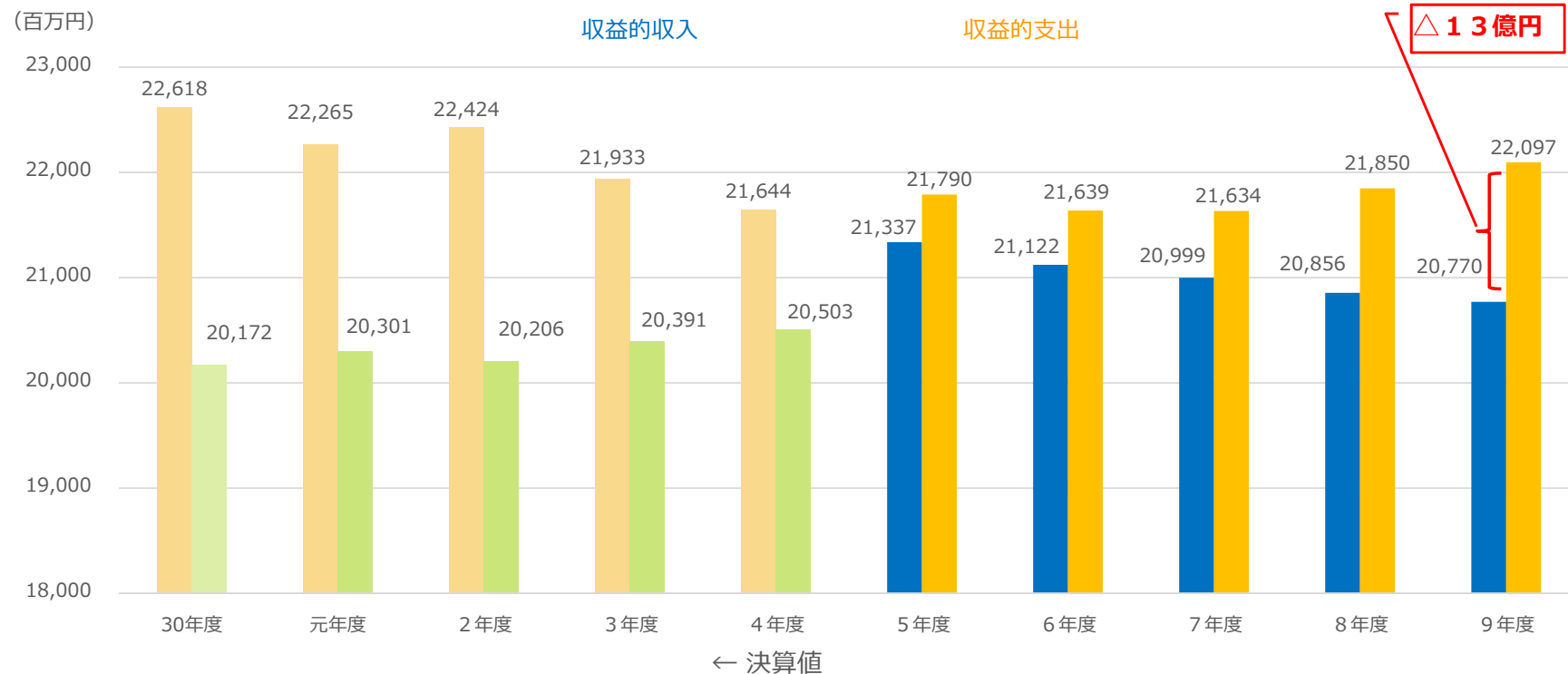


※令和元年度は、旧事業体の庁舎売却益等の特別利益を除く。

※令和9年度は、修繕引当金の戻入による特別利益及び旧事業体の庁舎等売却に伴う特別損失を除く。

(参考) 令和5年度財政収支の見直し状況について④

収益的収支全体 (R5.10ローリング)



※令和元年度は、旧事業体の庁舎売却益等の特別利益を除く。

※令和9年度は、修繕引当金の戻入による特別利益及び旧事業体の庁舎等売却に伴う特別損失を除く。